

## パブリックコメントへの対応（案）

## 1. パブリックコメントの結果

2 件：（岡山県）

## &lt; 意見内容 &gt;

備讃瀬戸の岡山県西部沿岸域水域の沖では、幅 2 ～ 3 km の細長い帯状の水域が A 類型となっており、その北側では水深 5 m 以浅の細長い帯状の区域が特 A 類型となっているが、第 1 次答申の指定方針に従い、一括して特 A 類型とすべきである。

また、燧灘東部、東京湾、伊勢湾では、多くの水域で沿岸部の水深 10m 以浅を特 A 類型としているので、備讃瀬戸でも、水深 10m 以浅を特 A 類型とすべきである。

## &lt; 理由 &gt;

細長い帯状の A 類型と特 A 類型の水域の境界付近に関係する全ての環境基準点が存在していることから、案のままでは、岡山県における水環境管理に混乱が生じるおそれがある。

## &lt; 意見内容 &gt;

備讃瀬戸の岡山県西部沿岸域水域の沖では、幅 2 ～ 3 km の細長い帯状の水域が A 類型となっているが、周辺の水域と一括して特 A 類型とすべきである。

## &lt; 理由 &gt;

この水域の大半が水深 10m 以浅の浅場で、底生生物の豊富な海域である（ 1 ）ことを考慮すると、特 A 類型とすべきである。

## （出典）

1

社団法人瀬戸内海環境保全協会(2004)

平成 15 年度環境省委託業務結果報告書

瀬戸内海環境情報基本調査

- 紀伊水道・備讃瀬戸・備後灘・豊後水道 - （解析編）

p. 188-199

## 2. 状況の整理及び対応について

備讃瀬戸水域における岡山県西部沿岸から沖よりの水域については、以下の情報がある。

- ・底生生物の豊富な海域である。(環境省「瀬戸内海環境情報基本調査」(平成13年～17年))
- ・底引き網漁業の主要漁場である(「岡山県の漁業」岡山県漁業操業安全協会 S52.3)
- ・底引き網の目合い制限等による小さな魚の保護の実施(岡山県 HP)
- ・漁場の保護のため、県や町、漁協により、海底ゴミの回収の取組を行っている(新聞記事)
- ・岡山県の水質測定点が水深5mライン(境界線)近辺に存在し、水域の代表点としづらい。

以上の状況を総合的に勘案し、当該水域については、特別域に挟まれた細長い水域であり、管理上の煩雑さを防ぐこと等から、下図案のとおりまとめて特別域とすることとする。

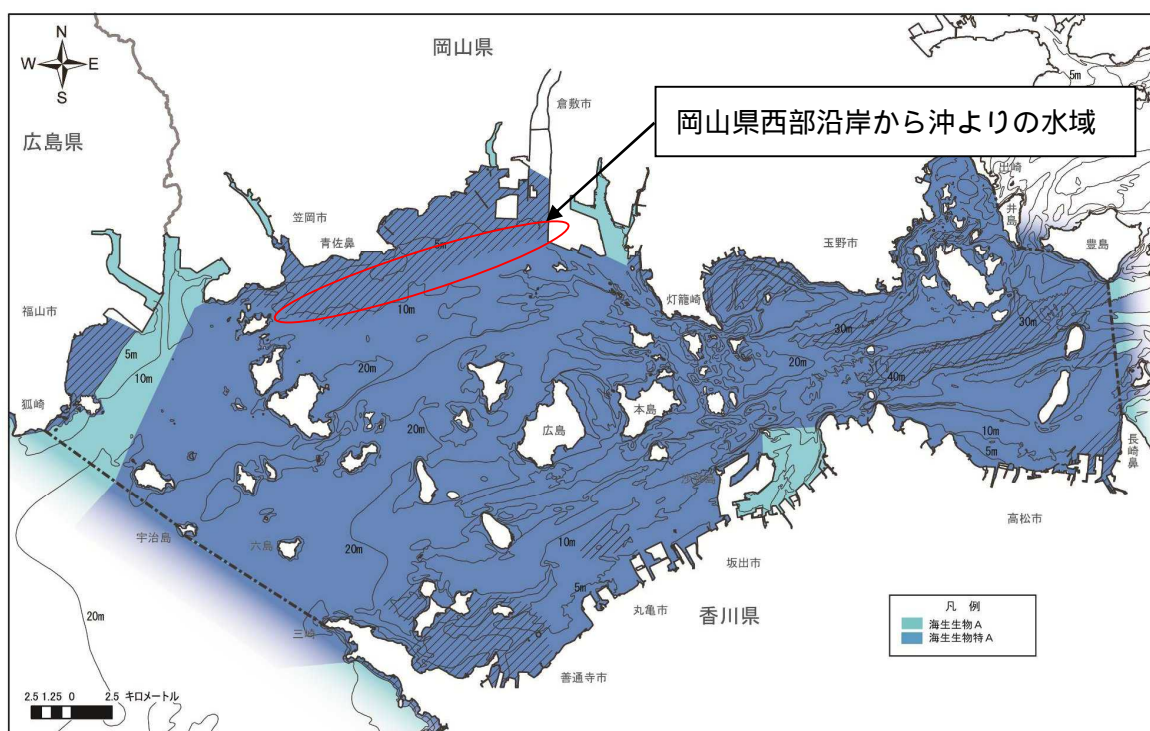
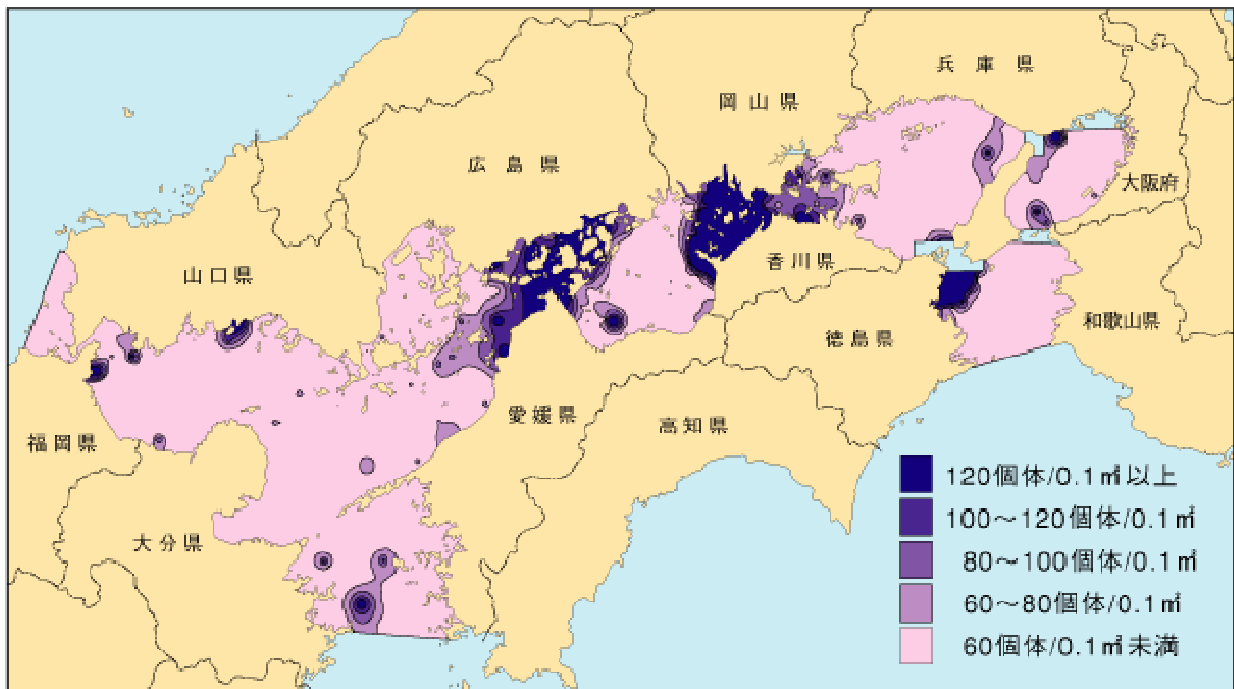
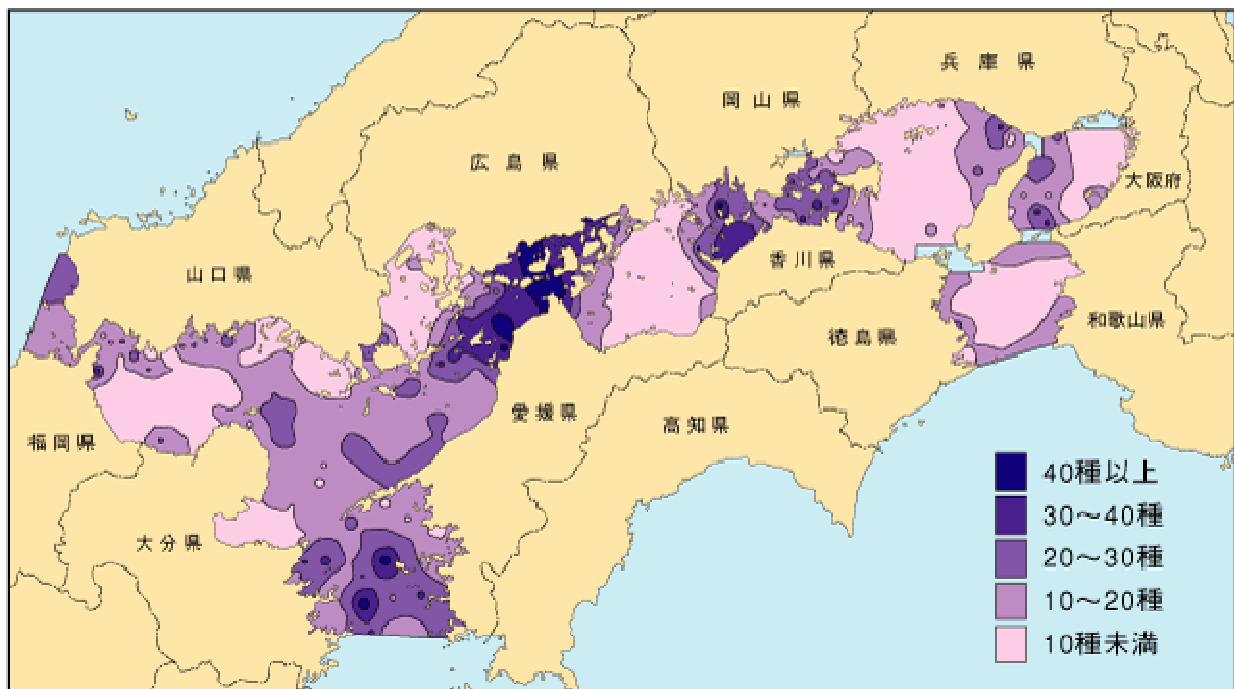


図 備讃瀬戸における海域生物 A、海域生物特 A の類型指定(案)

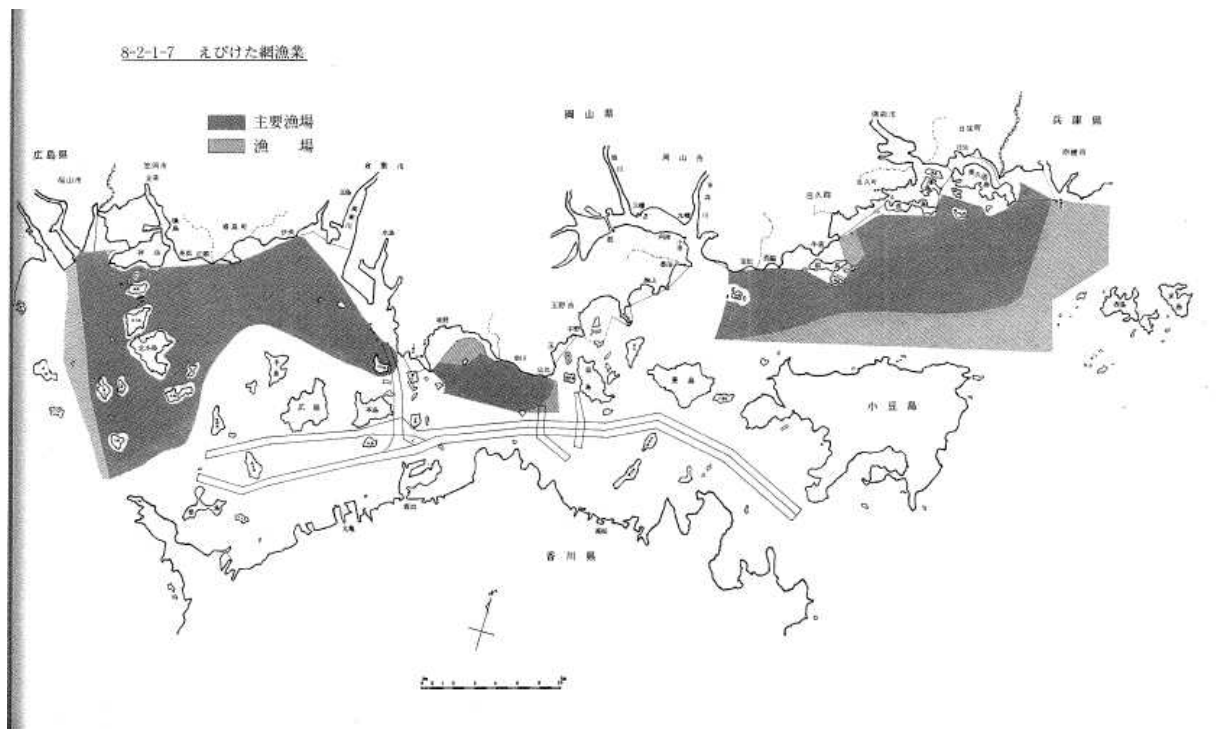
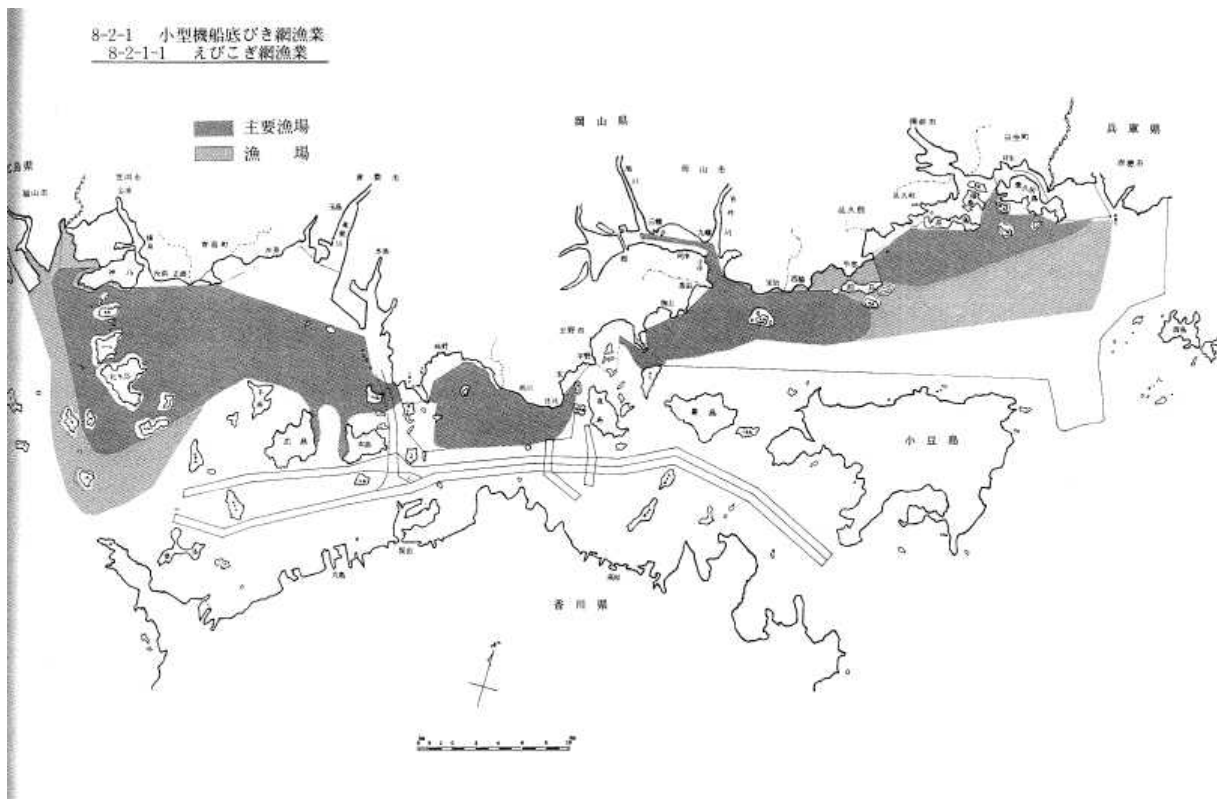


参考 - 1 瀬戸内海におけるマクロベントス個体数



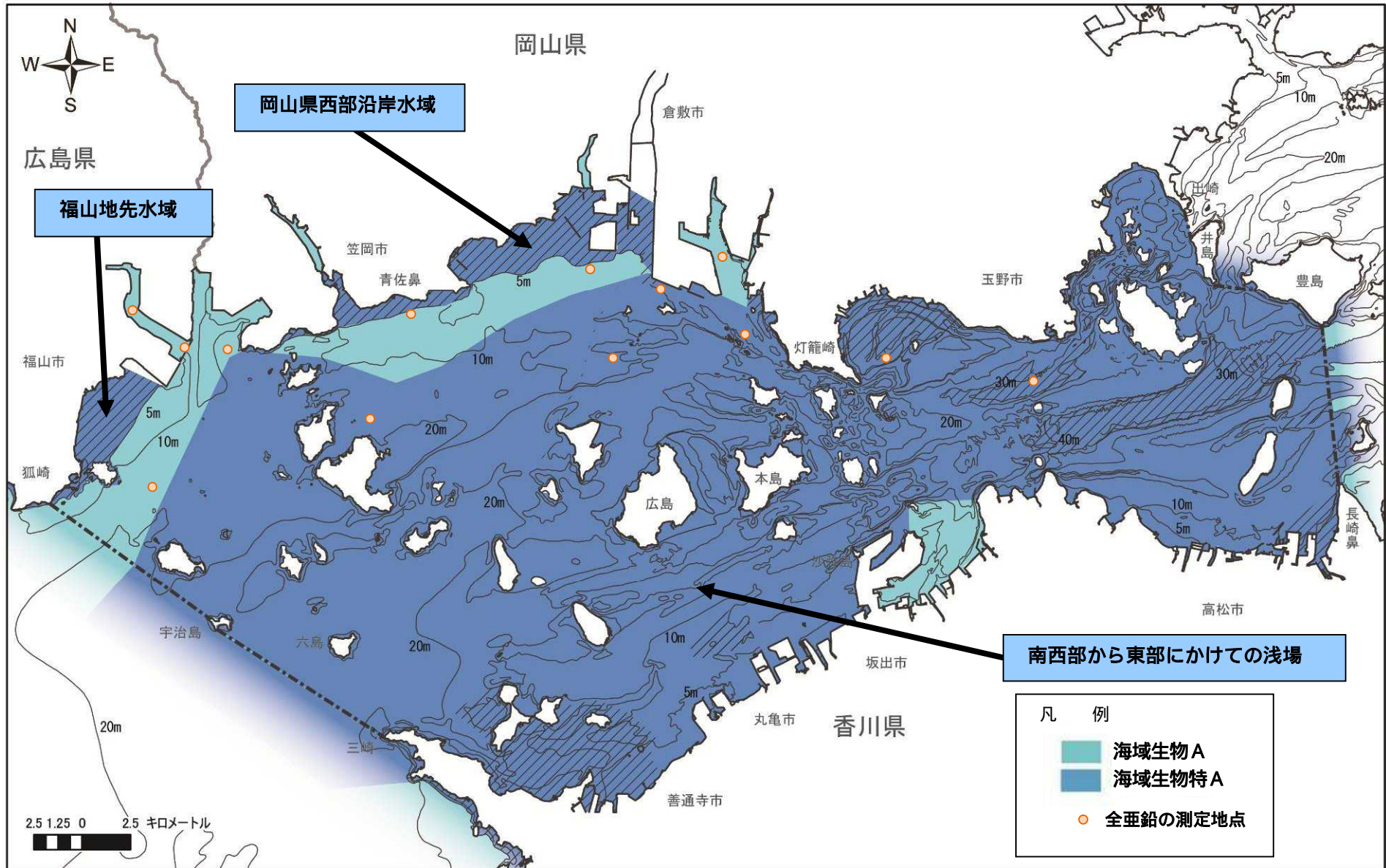
参考 - 2 瀬戸内海におけるマクロベントス種類数

以上は 環境省「瀬戸内海環境情報基本調査」(平成13年～17年)による。



参考 - 3 備讃瀬戸付近水域の小型機船底引き網漁業漁場図

以上は岡山県の漁業（S52.3）による



参考 - 5 備讃瀬戸における海域生物 A、海域生物特 A の類型指定（案）（パブリックコメント時）と公共用水域の測定地点配置状況